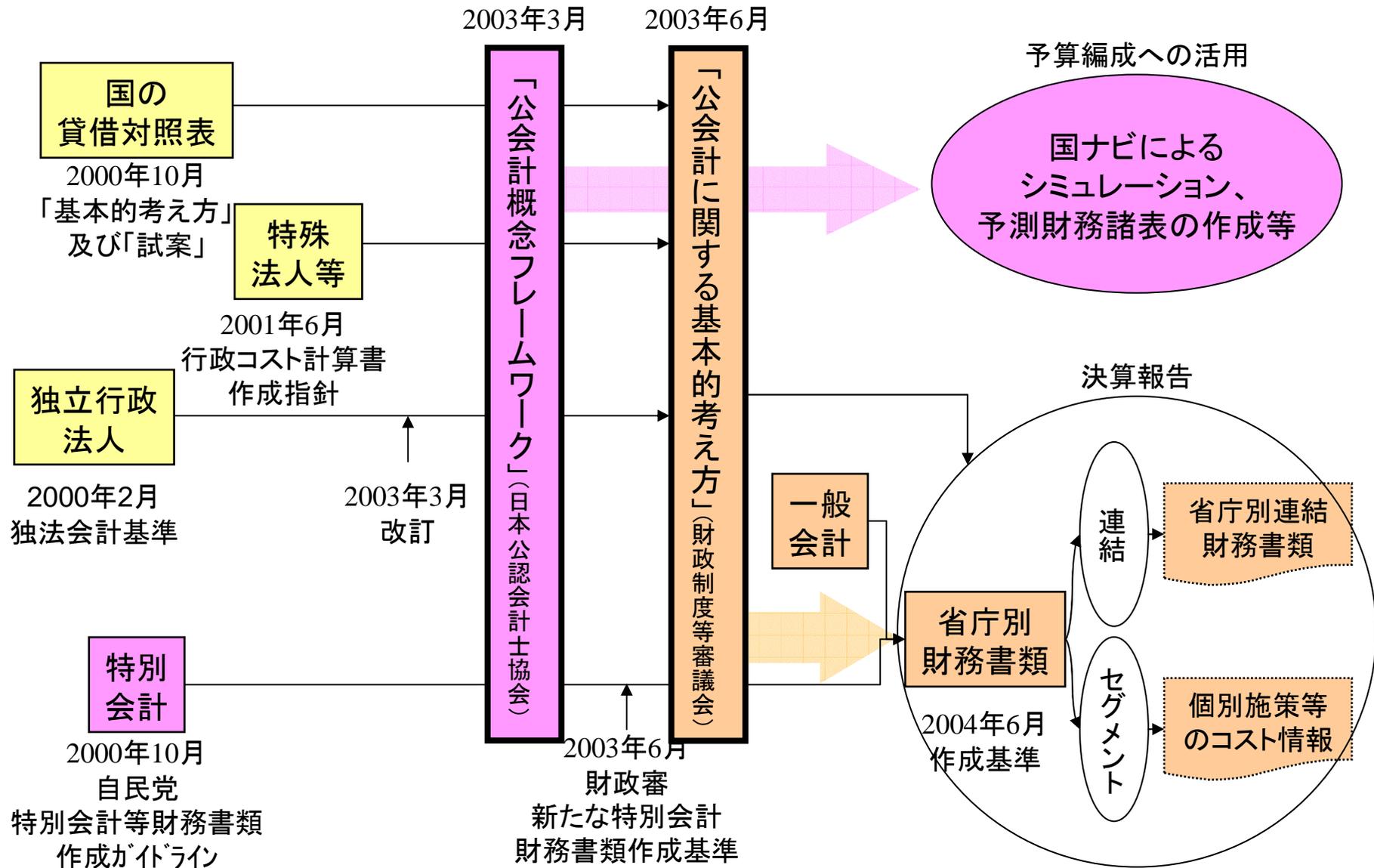


# 我が国の公会計制度改革に向けた取り組み



## 地方自治体向け公会計基準の整備

- 平成17年12月24日 閣議決定「行政改革の重要方針」
  - 『国及び地方公共団体の資産・債務の管理等に必要な公会計の整備については、企業会計の考え方を活用した財務書類の作成基準等の必要な見直しを行うなど、一層の推進を図る』こととされた。
- 平成18年5月18日 総務省が「新地方公会計制度研究会報告書」を公表。
- 平成18年6月2日 「行政改革推進法」が成立。
  - 『政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする』（62条2項）こととされ、上記「新地方公会計制度研究会報告書」に法律上の根拠を付与。
- 平成18年8月31日 地方自治法第252条の17の5に基づき、総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を全ての地方公共団体に対して発出。
  - 『各地方公共団体においては、「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」又は「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」を活用して、公会計の整備の推進に取り組むこと。
  - その際、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示に取り組むこと』とされた。

# 新地方公会計制度研究会報告書(第2章)要約版 ～地方公共団体の財務書類作成にかかる基準モデル～

## 1 財務書類の作成目的

- ◇決算分析のための情報を会計的に報告
- ◇予算等の政策形成上の意思決定を住民の利益に合致させるための参考情報を提供

## 2 財務書類の構成要素等

- ◇構成要素の定義付け:資産負債アプローチを採用
- ◇構成要素の認識基準:発生主義を活用
- ◇構成要素の測定基準:公正価値を採用
  - ①資産取得 → 取得原価(市場取引による場合)  
適正と考えられる公正価値(適正な対価を支払わずに取得した場合)
  - ②資産再評価 → 将来便益の割引現在価値、市場での実現可能価値、再調達原価又は取得原価

## 3 様式及び作成方法

- ◆ 貸借対照表 → 資産・負債・純資産の残高を明らかにするために作成
  - ◇土地・建物等は、原則として公有財産台帳を基礎に定期的に再評価して価額を測定し、それが困難な場合は、過去の用地費や事業費等を累計して取得原価を推計
- ◆ 行政コスト計算書 → 費用・収益の取引高を明らかにするために作成
  - ◇純経常費用は、純資産変動計算書の純経常費用への財源措置と連動
- ◆ 純資産変動計算書 → 会計期間中の純資産の変動を明らかにするために作成
  - ◇財源変動の部、資産形成充当財源変動の部及びその他の純資産変動の部に区分して表示
  - ◇各表示区分の収支戻は貸借対照表の純資産の部の各表示区分と連動
- ◆ 資金収支計算書 → 資金収支の状態を明らかにするために作成
  - ◇経常的収支区分、資本的収支区分及び財務的収支区分の三区分により表示
  - ◇収支戻(当期資金収支額)は、貸借対照表の資産の部の資金勘定と連動

# 地方財政健全化法案の概要

## I 健全化判断比率の公表等

- 地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。
  - ① 実質赤字比率
  - ② 連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)
  - ③ 実質公債費比率
  - ④ 将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)

## II 財政の早期健全化

- 財政健全化計画
  - － 健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

## III 財政の再生

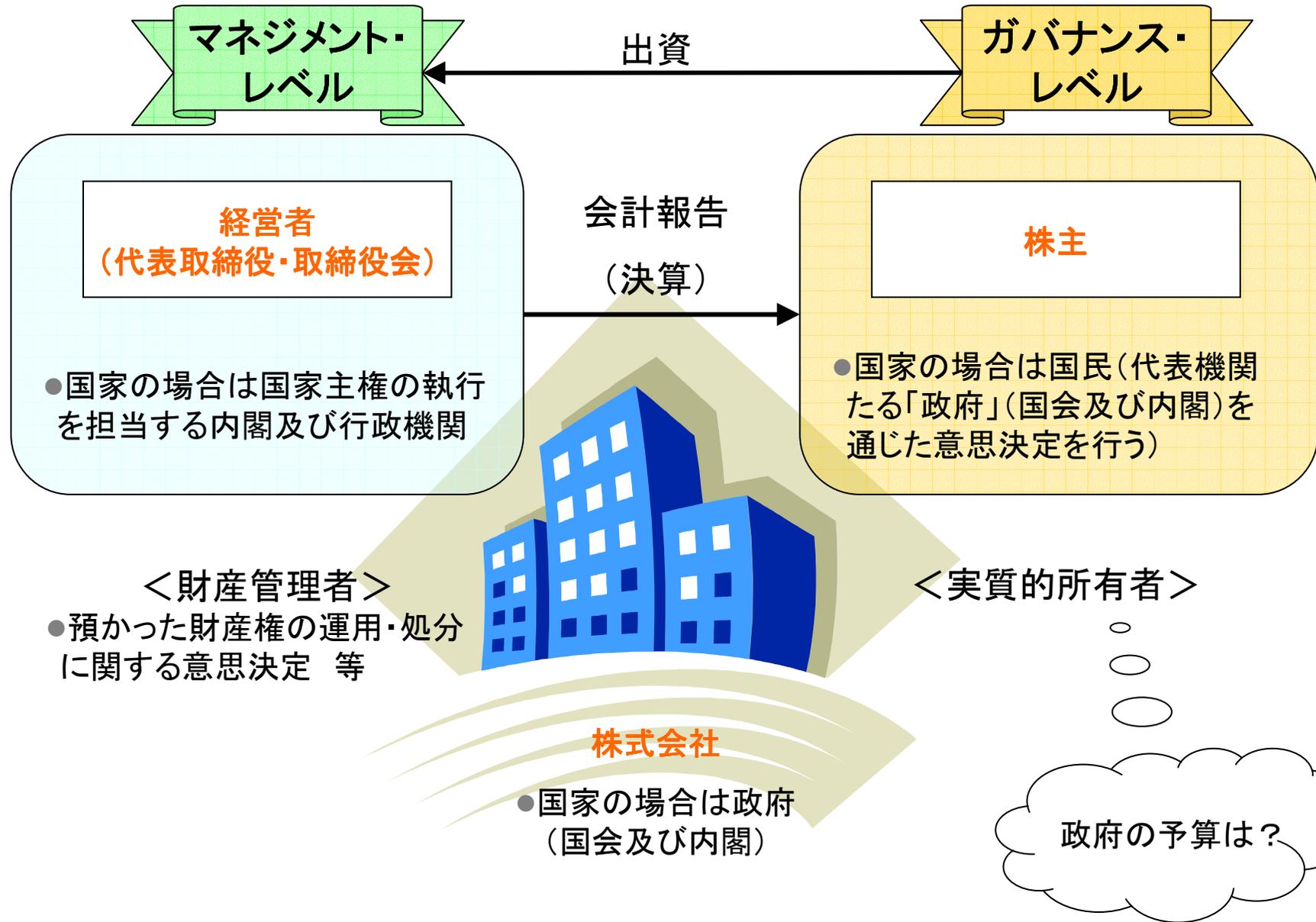
- 財政再生計画
  - － 再生判断比率(I ①～③)のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。
- 地方債の起債制限と特例(再生振替特例債)

## IV 公営企業の経営の健全化

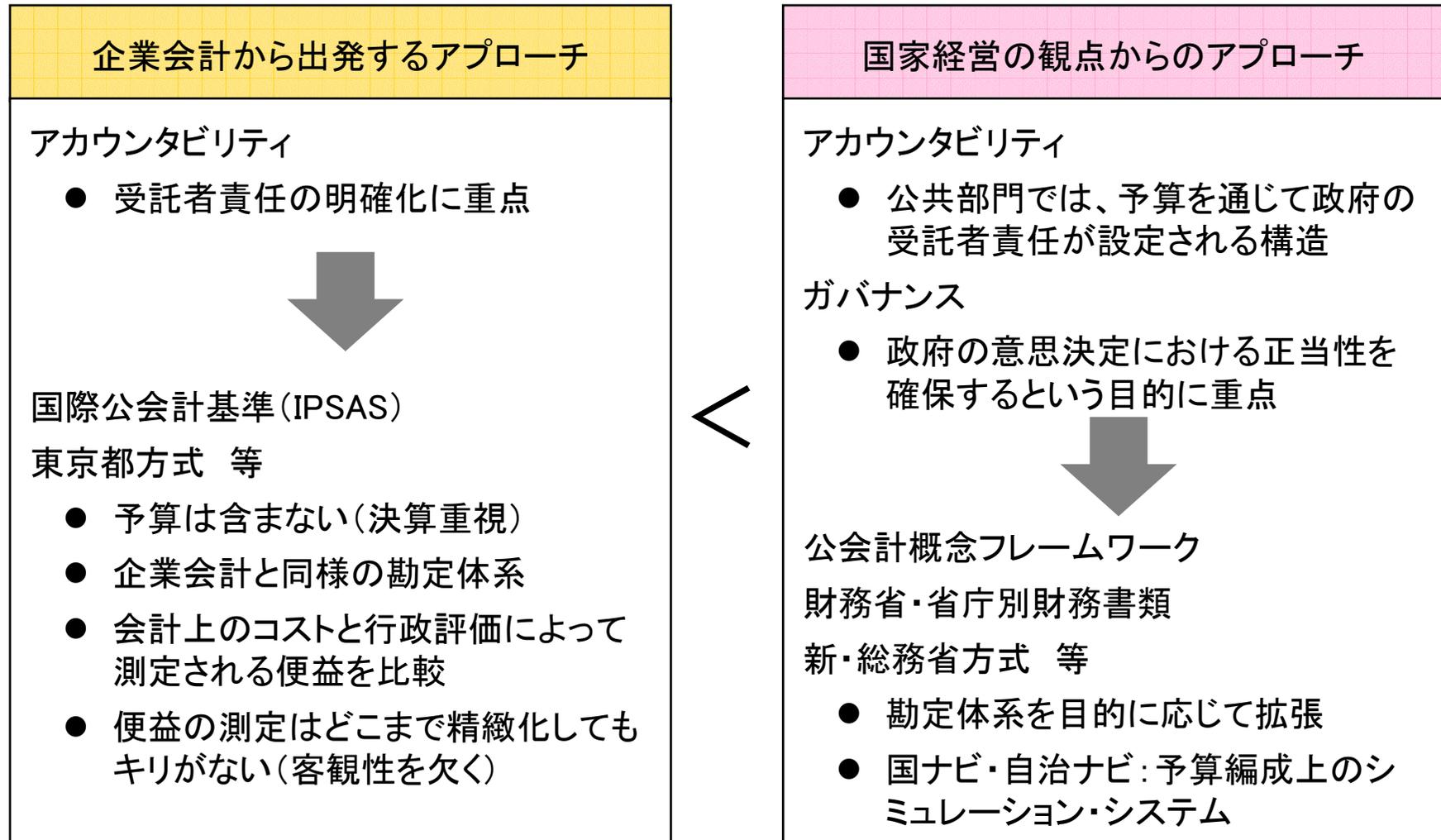
## V 外部監査

- 地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

# 組織における意思決定の二つのレベル①



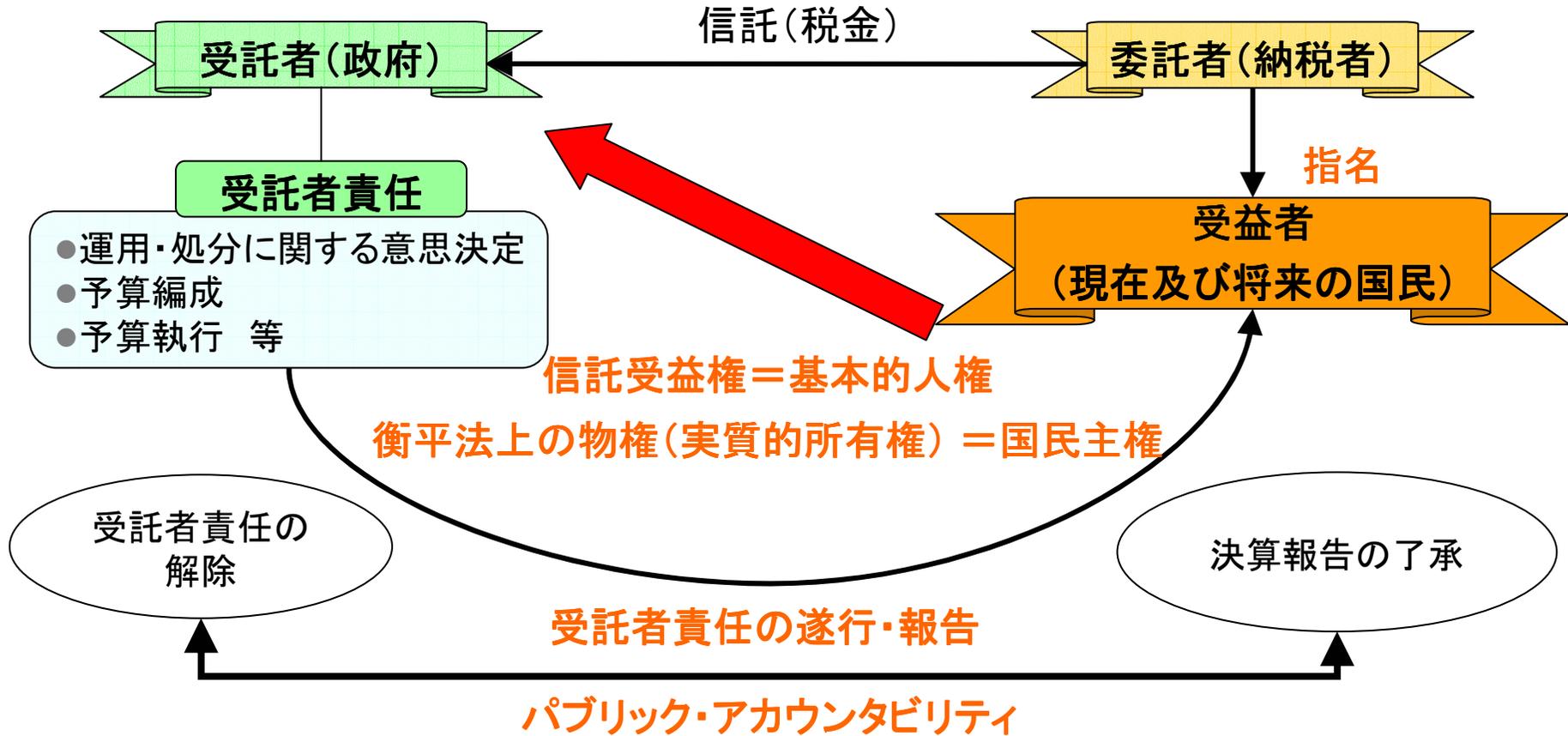
# 公会計における二つのアプローチ



いずれのアプローチを採用するかによって、勘定体系・財務諸表体系、活用方法が異なってくる

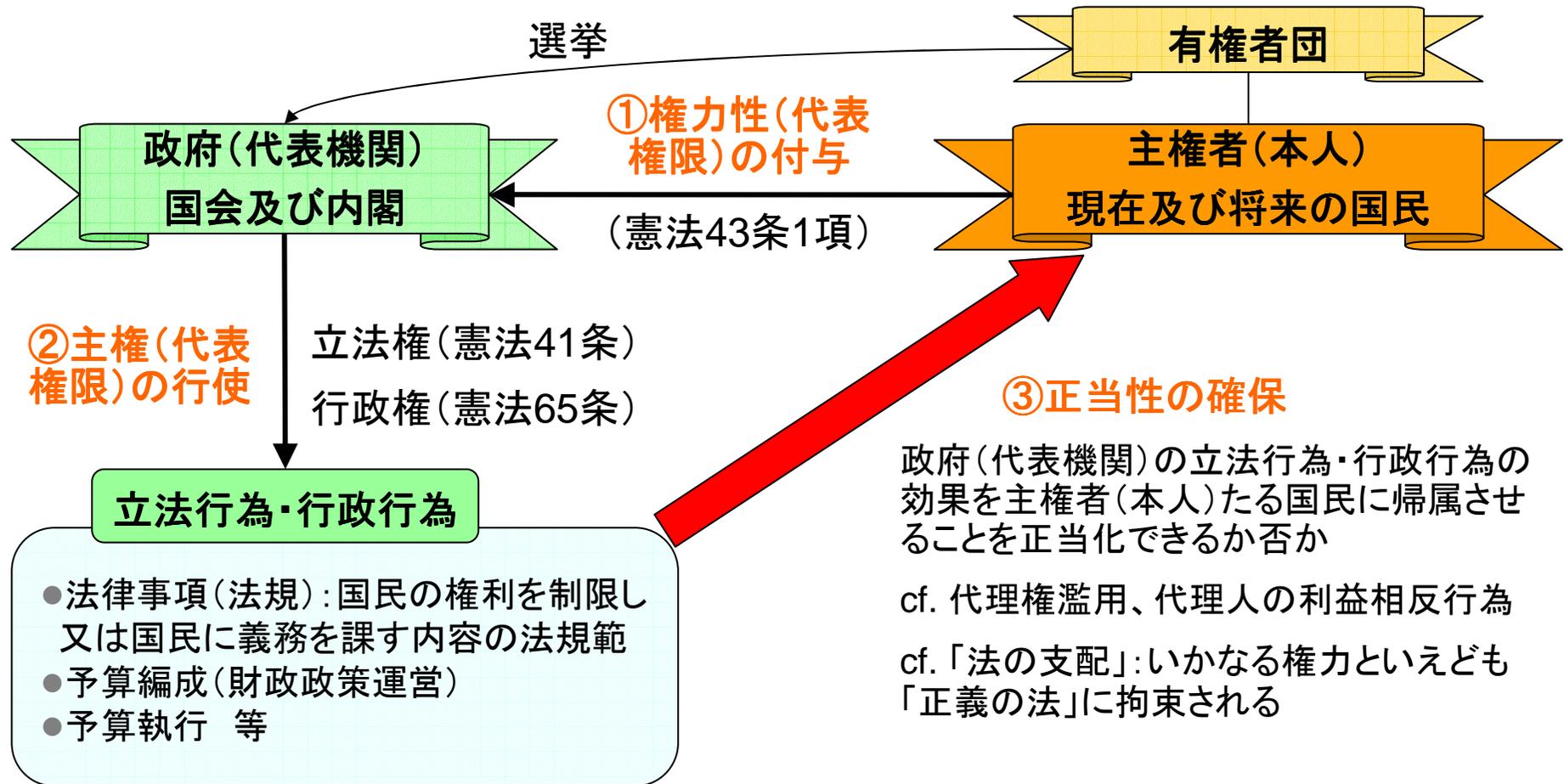
# パブリック・アカウンタビリティ 【政府の「受託者責任」の明確化】

## 受託者責任の設定



パブリック・アカウンタビリティとは、政府(立法権・執行権)の国民に対する受託者責任について、その設定から解除に至るプロセスを会計的に説明することを意味する。

# パブリック・ガバナンス 【政府の「代表権限」の規律付け】



パブリック・ガバナンスとは、政府(代表機関)による立法、予算編成等の「正当性」を確保し、主権者(本人)たる国民の利益の方向性に合致させる仕組みを意味する。

# 民主的意思決定における三段階構造

## 【政府(国会・内閣)の意思決定にかかる正当性確保の仕組み】

### 1. 多数決ルール (Majority rule)

- 多数者の支配
- 多数者の意思が優先 ← 最大多数の最大幸福
- 国会・立法権(憲法第4章)

### 2. 少数者(少数意見)の保護

- 人権保障(憲法第3章) = 法律(多数者の意思)によっても、少数者の人権(制度化された利益)を侵害することは許されない
- 違憲立法審査権・司法権(憲法第6章)
- 地方自治体の場合は住民訴訟(地方自治法242条の2)による

### 3. では、そもそも意思決定に参加できない人たちの利益をどう守るか

- 財政(憲法第7章) = 時間軸上の資源配分
- 将来世代の利益を保護するため、現役世代のみからなる政府の意思決定をどう規律付けるか

将来世代の声なき声を政府の意思決定に反映させる必要  
→ 公会計制度